

25浪産第44号
平成25年5月22日

経済産業省 資源エネルギー庁
長官 高原一郎 殿

要望書

浪江町長 馬場 有

福島県双葉郡浪江町による集団申立て（以下「本件申立て」という。）に先立ち、貴殿に対して、以下の要望をいたします。

要望の趣旨

東京電力株式会社（以下「東電」という。）による、本件申立てに係る浪江町民に対する、月額10万円の精神的損害賠償の支払いが同申立て後も継続して実施されるよう、同社を指導されたい。また、本件申立てに係る浪江町民に対し、不利益な取り扱いをしないよう同社を指導されたい。

要望の理由

1. 浪江町は、本件申立てにおいて、その町民を代理し、実態に即した適切な被害救済を実現すべく、東電に対し、精神的損害の賠償として、現在の1人月額10万円の支払いに加え、1人月額25万円を支払うよう請求する予定です。
2. 全ての浪江町民は、東電による福島第一原発事故により、現在も避難を余儀なくされています。したがって、不法行為は継続しているのであり、本件申立ての有無にかかわらず、東電は、各町民に対して、精神的損害賠償の支払いを即時に行うべき法的義務を負っています。
3. 1人月額10万円の精神的損害賠償の支払いは、被害救済として不十分です。そのような中、当該賠償すら受けられない事態が生じれば、町民はたちまち欠乏と困窮に陥り、その精神的苦痛が増すことになります。東電は、「公正かつ迅速な補償」の要請に応えるべく、直接請求の手続を開始しましたが（平成23年8月5日の東電コメント）、当該要請は、本件申立後も何ら変わりありません。
4. 本件申立ては、現在の精神的損害賠償が不十分であるとして、その増額を求めるものですから、既に実施されている精神的損害賠償の支払いを停止させる趣旨は一切含んでいません。
5. 以上の次第から、本件申立後も、東電による月額10万円の支払いが継続されるよう、また、本件申立てに係る浪江町民に対して不利益な取り扱いをしないよう同社を指導されたく、要望します。

以上